

さん・さん岐阜 重要事項説明書

(放課後等デイサービス)

社会福祉法人さん・さん福祉会

この重要事項説明書は、児童が放課後等デイサービスのサービスを受けられる際に、児童やその保護者に対し、本事業所の事業運営規程の概要や提供されるサービスの内容、従業員の業務内容、契約上ご注意いただくことを記したものです。

本事業所では、児童に対して「児童福祉法」に基づく放課後等デイサービスのサービスを提供します。当サービスの利用は原則として、障害児通所給付費の支給決定を受けた児童が対象となります。

1. 概要

(1) サービス提供事業所

法人名	社会福祉法人さん・さん福祉会
事業所名	さん・さん岐阜
所在地	〒500-8262 岐阜県岐阜市茜部本郷一丁目4番地1
電話	058-274-1533
FAX番号	058-274-1633
事業者番号	2150100333
事業開始日	平成25年10月1日
サービスを提供する通常の実施地域	岐阜市 羽島市 岐南町 笠松町

※上記以外の地域の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 本事業所の職員体制

職員	職員数
管理者	1名(常勤兼務)
児童発達支援管理責任者	1名(常勤兼務)
指導員	3名(常勤専従1 非常勤専従2)

(3) 営業日及び営業時間

営業時間	月曜日～金曜日 9:30～18:30 土曜日、学校の長期休暇期間(春休み・夏休み・冬休み) および学校行事の振替休日 9:00～18:00
サービス提供時間	月曜日～金曜日 15:30～18:00 土曜日、学校の長期休暇期間(春休み・夏休み・冬休み) および学校行事の振替休日 9:30～15:30
緊急連絡先	058-274-1533
営業日	月曜日～土曜日
休業日	日曜祝日 8月13日～15日 12月29日～1月3日

※24時間常時連絡が可能な体制とします。

(4) 施設概要

指導訓練室	室数	1室
	床面積	72.00㎡

(5) 利用定員

10名

(6) 主たる対象者の種類

障害児（18歳未満の身体障害者・知的障害者・精神障害者）

(7) 協力医療機関

医療機関名	あさのキッズクリニック
診療科目	小児科・アレルギー科
連絡先	058-276-1120

2. サービス内容

(1) 運営方針

- ① 放課後等デイサービスの提供にあたっては、事業所は、児童が日常生活における基本的動作を取得し、及び集団生活に適應する事ができるよう、その児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切な指導及び訓練を行います。
- ② 事業所は、児童の意思及び人格を尊重して、常に児童の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ③ 事業所は、地域との結びつきを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- ④ 事業所は、児童の人権の擁護及び虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制を整備するとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。
- ⑤ 全項目のほか、関係法令等を遵守し、事業を実施します。

(2) 相談受付場所

児童のご自宅、または保護者が指定される場所
本事業所の事務所または相談室等

(3) 「デイサービス計画」とサービス内容

本事業所では、下記のサービス内容から「デイサービス計画」を定めてサービスを提供します。「デイサービス計画」は、市町村が決定した「支給量」（「受給者証」に記載してあります）と児童の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や児童に対するサービス実施日などを記載しています。「デイサービス計画」は、児童や保護者に事前に説明し、同意をいただくとともに、保護者の申し出によりいつでも見直すことができます。

<サービス内容>

創作的活動 機能訓練 介護方法の指導 社会適應訓練 更生相談 レクリエーション
送迎 食事の提供

(4) 利用者負担額

障害児通所支援サービスを提供した場合の利用料の額は、告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割とします。ただし、市町村が定める月額負担上限額の範囲内とします。

サービス提供に要する下記の費用は、障害児通所給付の対象ではありませんので、実費をいただきます。

- ① 創作的活動にかかる材料費 創作内容による
- ② 食事の提供に要する費用 500円/1食（食材料費として）
- ③ おやつ代 100円/1回
- ④ その他必要な費用(事業所にてお過ごしいただくうえで保護者にいただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます)

<利用者負担の上限について>

障害児通所給付の利用者負担額は、市町村が上限を定めています。そのため、これらのサービスのご利用状況により、当事業者への月々の利用者負担額は変わることがあります。当事業者が代理受領を行った給付費は保護者に通知します。

なお、市町村によっては上限を設定しない場合があります。

<償還払い>

障害児通所給付費を事業者が代理受領しない場合は、市町村が定める基準の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、保護者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収証」を添えてお住まいの市町村に申請すると障害児通所給付費が支給されます。）

(5) 利用者負担額および実費負担額のお支払い方法

前記(4)の料金・費用は1ヶ月ごとに請求しますので、翌々々月10日までにお支払いください。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は利用状況に基づいて計算した金額とします。）

(6) 利用の中止、変更、追加（契約書第6条）

- ・サービスの利用の変更・追加については、前日12時までにお申し出ください。ただし、緊急性の高い事情のある時はお受けすることが可能な場合もありますので、当日でもご連絡ください。
- ・お申し出に対して、当該利用希望日の利用状況等により希望する期間にサービスの提供ができない場合、ほかの利用可能日時を提示して協議するほか、サービス提供可能な事業者の紹介などを行います。
- ・欠席時対応加算として、予定していたサービス利用の中止のお申し出を受けた場合、急病等の理由により急遽利用を中止した場合において、保護者等へ連絡調整を行うとともに、引き継ぎ事業所等の利用を促す相談支援を行った場合に、月4回を限度として加算させていただきます。

(7) 利用の終了

① 保護者・児童のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書にてお申し出ください。児童の病変、急な入院等やむを得ない理由がある場合は、1週間以内の通知でサービスを終了することができます。

② 本事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1週間前までに文書でご通知するとともに、地域の他の事業所をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、自動的にサービスを終了いたします。

- ・児童が施設等に入所した場合
- ・児童がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・本事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、児童に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、保護者は即座にサービスを終了することができます。
- ・保護者がサービス料金の支払いを2ヶ月以上滞納し、料金を支払うように催告したにもかかわらず1ヶ月以上支払われない場合、または児童やご家族等が本事業所や本事業所のサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの不信行為を行った場合は、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・地震、風水害等の天災、その他事業者の責に帰すべからざる理由によりサービスの実施ができなくなった場合には、サービスを終了させていただきます。
- ・市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。

※ サービス利用が終了したときは、「受給者証」を必ず本事業所までお持ちください。

3. サービスの利用に関する注意事項

(1) サービス内容の変更

サービス利用当日に、児童の体調等の理由で予定していたサービスの実施ができない場合には、保護者の同意を得て、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(2) 受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容の変更があった場合は速やかに本事業所までお越しくください。また、担当職員や児童発達支援管理責任者、事務員等が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

(3) 利用にあたっての留意事項

- ① それぞれの日課に応じた生活を守り、担当職員の指示や定められた規則に従って下さい。
- ② 喧嘩、口論または暴力等、他の児童の迷惑となる行為をしないこと。
- ③ 施設及び器物等をき損し、又は亡失しないこと。

- ④ 明らかに感染症（インフルエンザ・感染症など）の症状がみられる場合の利用は中止して下さい。
- ⑤ 指定した場所以外で火気を用いないこと。
- ⑥ 気分が悪くなったときは、すみやかに申し出て下さい。
- ⑦ 持参した物品については、紛失しないよう氏名を記載するなどして留意して下さい。
- ⑧ その他管理上必要な指示に従って下さい。

4. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、保護者にその内容のご確認をいただきます。内容に間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、デイサービス計画書及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) 児童の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて児童の記録や情報を適切に管理し、保護者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸経費は、保護者のご負担となります。）

5. 虐待防止および守秘義務に関する事項

本事業所では、児童の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備し、サービス従業者に対し適時研修を実施します。また、業務上知り得た児童やご家族の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。また、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含んでおります。

6. 身体拘束に関する事項

本事業所では、児童又は他の児童、職員等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他児童の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」といいます）を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、事前に児童及び保護者の同意を得たうえで、その様態及び時間、その際の児童の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。

7. 非常災害対策

本事業所では、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報・連絡体制を整備し、定期的避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

8. 事故および緊急時の対応方法

サービス提供中に事故や児童の様態の変化等があった場合は、救急隊、保護者、かかりつけ医等へ連絡いたします。

9. 相談、要望、苦情等の窓口（契約書第14条）

サービスに関する相談、要望、苦情等は下記の窓口までお申し出ください。

電話番号 058-274-1533（午前9:00～午後6:00）

担当者 藤田清美

第三者委員 野村敬子 齊藤隆司

行政機関その他苦情受付機関

- ・受給者証に記載されている市町村の窓口

岐阜市 障がい福祉課（午前8:45～午後5:30）

岐阜市今沢町18番地

電話番号 058-265-4141

羽島市 福祉課（午前8:30～午後5:15）

羽島市竹鼻町55番地

電話番号 058-392-9931

岐南町 福祉課（平日午前8:30～午後5:15）

羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

電話番号 058-247-1348

笠松町 福祉健康課（平日午前8:30～午後5:30）

羽島郡笠松町司町1番地

電話番号 058-388-7171

- ・岐阜県社会福祉協議会 運営適正化委員会（午前8:30～午後5:15）

岐阜市下奈良2丁目2番1号

電話番号 058-278-5136

10. 損害賠償

賠償すべき事故が発生した場合には、本事業所は加入している下記の損害賠償責任保険により損害賠償を速やかに行います。

- ・総合賠償責任保険 損害保険ジャパン日本興亜株式会社